令和7年度高知県食品、添加物等の夏期一斉取締り実施結果

〇実施期間:令和7年7月1日から令和7年8月29日

○実施結果:別紙のとおり

- 生食用又は加熱不十分な食肉等の販売・提供に関する監視指導結果(別紙1)
- 鶏肉を飲食店営業者に販売する施設(食肉処理業者、卸売業者等)に関する監視指導結果(別紙2)
- ・大量調理施設等(弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院、福祉施設等)に対する監視指導結果(別紙3)
- ・他の都道府県にまたがって広域的に流通する弁当の製造施設に対する監視指導結果(別紙4)
- ・いわゆる「健康食品」の製造施設に対する監視指導結果(別紙5)
- 野生鳥獣肉(ジビエ)の取扱施設調査結果(別紙6)
- ・国際的イベントの開催に併せて監視が必要となる施設(別紙7)

- ① 規格基準に適合した生食用食肉は計上の対象外です。
 ② 生食用とは、刺身、タルタル等のほか、飲食店等での情報提供不十分又は誤った情報提供(生食を促す案内をする等)のものを含みます。
 ③ 不十分な加熱とは、<u>湯引き、炙り、たたき、中心部まで加熱されていない食肉料理、いわゆるレアハンバーグ等の挽肉調理品を含みます。</u>
 ④ 結着肉等とは結着処理、テンダライズ処理、タンブリング処理、インジェクション処理(脂肪注入等)を含みます。

食肉を取り扱う施設(消費者に直接販売・提供する施設)

販売・提供について指導した施設数(実数) <u>Lしません。</u> ((a)~(i)の合計は、指導した施設数(実数)にはなりません。	2 施設
:(a)~(i)の合計は、指導した施設数(実数)にはなりません。	
こいない牛の筋肉について、生食用としての販売・提供を中止すること 提供・販売する場合、衛生基準(平成10年9月11日付け生衛発第1358号)に基づき取扱うこと 肝臓、豚の筋肉・内臓について、生食用としての販売・提供を中止すること で、生食用としての販売・提供すること で、生食用としての販売・提供すること で、生食用としての販売・提供を中止すること で、生食用としての販売・提供を中止すること で、生食用としての販売・提供すること で、は食用としての販売・提供すること では、)かでは、)の食肉について、中心部まで十分に加熱して販売・提供すること では、)かでは、)の食肉について、中心部まで十分に加熱して販売・提供すること では、)がでは、)の食肉について、中心部まで十分に加熱して販売・提供すること では、)がでは、)の食肉について、中心部まで十分に加熱して、)がでいていまで、)がでいまでは、)がでいまできまでは、)がでいまでは、)がでいまでは、)がでいまでは、)がでいまでは、)がでいまでは、)がでいまでは、)がでいまでは、)がでいまでは、)がでいまでは、)がでいまでは、)がでいまでは、)がでいまでは、)がでいまできまでは、)がでいまできないまでは、)がでいまでは、)がでいまでは、)がでいまでは	0 施設 0 施設 0 施設 0 施設 0 施設 0 施設 0 施設 2 施 6 施設 0 施設 0 施設 0 施設 0 施設 0 施設 0 施設 0 施設 0
() ()	提供・販売する場合、衛生基準(平成10年8月11日付け生衛発第1358号)に基づき取扱うこと 肝臓、豚の筋肉・内臓について、生食用としての販売・提供を中止すること 肝臓、豚の筋肉・内臓について、中心部まで十分に加熱して販売・提供すること て、生食用としての販売・提供を中止すること)~(d)以外(※)の食肉について、中心部まで十分に加熱して販売・提供すること ・他の食材への交差汚染の防止(器具の使い分け、消毒、手洗い等)を行うこと 分な加熱や器具の使い分けをすること等の情報提供を行うこと 等の加熱設備がある飲食店)

※':牛の筋肉・肝臓及び豚の筋肉・内臓以外

4.2の指導をした施設数(提供畜種・部位・方法別)(延べ数)

筋肉 ※	挽肉	結着肉等	肝臓	心臓	舌	横隔膜	胃·腸	その他の部位
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
					* 1	現格基準に適合し	た生食用食肉(牛	の食肉)を除く
筋肉	挽肉	結着肉等	脂肪	肝臓	舌	その他の部位		
0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0		
筋肉	挽肉	結着肉等	肝臓	心臓	舌	横隔膜	胃·腸	その他の部位
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
筋肉	挽肉	結着肉等	肝臓	心臓	砂嚢	その他の部位		
0	0	0	0	0	0	0		
2	0	0	0	0	0	0		
	0 0 筋肉 0 0 筋肉 0	0 0 0 0 筋肉 挽肉 0 0 筋肉 挽肉 0 0 筋肉 挽肉 0 0 筋肉 挽肉 筋肉 挽肉	0 0 0 0 0 0 6 6 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 7 7 7 7 8 7 7 7 7 7 8 7 </td <td>0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td> <td> Shape Sha</td> <td>0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0<</td> <td>0 0<</td>	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	Shape Sha	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0<	0 0<

めん羊・山羊					
提供部位 提供方法	筋肉	挽肉	結着肉等	肝臓	その他の部位
生食用として 販売・提供	0	0	0	0	0
不十分な加熱で 販売・提供	0	0	0	0	0

イノシシ			
提供部位 提供方法	筋肉	肝臓	その他の 部位
生食用として 販売・提供	0	0	0
不十分な加熱で 販売・提供	0	0	0

その他 ()			
提供部位 提供方法	筋肉	肝臓	その他の 部位
生食用として 販売・提供	0	0	0
不十分な加熱で 販売・提供	0	0	0

提供部位提供方法	筋肉	肝臓	その他の 部位
生食用として 販売・提供	0	0	0
不十分な加熱で 販売・提供	0	0	0

その他 ()			
提供部位 提供部位	筋肉	肝臓	その他の 部位
生食用として 販売・提供	0	0	0
不十分な加熱で 販売・提供	0	0	0

鶏肉を飲食店営業者に販売する施設(食鳥処理業者、卸売業者等)に関する監視指導結果

(別紙2)

鶏肉を飲食店営業者に販売する施設(食鳥処理業者、卸売業者等)

1. 立入りを行った施設数 ※通知文書、パンフレット配布等のみの施設も計上します。

2. 1のうち加熱が必要である旨の情報伝達について指導した施設数(実数)

<u>※通知文書、パンフレット配布等のみの施設は**計上しません。**</u>

5 施設

大量調理施設等(弁当屋、	什出1.屋 旅館	包 学校 病院	福祉施設等)	に対する監視指導結果
八里咧在心以节(八马庄)	・上出し生、小は	ロ、コーバス、パリヤレ・		「一个」 プロロールコロイチャロス

(別紙3)

1. 立入りを行った施設数	124 方	包記
1. 立入りを行つに施設数	124	U

- 2. 1のうち通知文書、手引書等を用いて指導した施設数 95 施設
- 3. 情報提供(通知文書、パンフレット配布等)のみの施設数 13 施設

他の都道府県にまたがっ	て広域的に流通す	る弁当の制告施設	に対する	医相指道結果
「にんしばん」といっとしていって	・しんりにいっかしゅう	ひ开コリ双坦心政	コークエフ つい	血 1元 1日 年 7日 不

(別紙4)

1. 立入りを行った施設数	○施設
2. 1のうち通知文書、手引書等を用いて指導した施設数	0 施設
3. 情報提供(通知文書、パンフレット配布等)のみの施設数	○施設

1. 健康被害に関する情報収集と	情報提供に関する義務について周知した届出者等の施設数	0 施設
2. 立入りを行った施設数		□ 施設
3. 2のうち通知文書、手引書等を	用いて指導した施設数	0 施設
4. 1以外で情報提供(通知文書、/	パンフレット配布等)のみ実施した施設	○施設

1.	野生鳥獣肉を使用し、製造・調理・販売を行っている施設への監視指導実施数(立入りを行った施設数) ※通知文書、パンフレット配布等のみの施設も計上します。				1 施設	
2.	2. 監視指導実施施設の業種別施設数(延べ数)					
	飲食店営業 食肉製品製造業	0 施設 0 施設	食肉販売業 その他 (食肉処理業)	0 施設 加設		
3.	1において指導した	: 内容(のべ数) ※(a)~(c)の合計に	は、指導した施設数(実数	枚)にはなりません。		
	(a) (b) (c)	当該施設に対し、野生鳥獣を解体するた 食肉処理業の許可を受けた施設で解体。 野生鳥獣肉の仕入れ先の確認、記録の	された野生鳥獣肉を使用	すること	0 施設 0 施設 1施設	

1.	. 立入りを行った施設数	124 施設
2.	. 1のうち通知文書、手引書等を用いて指導した施設数	95 施設
3.	. 情報提供(通知文書、パンフレット配布等)のみの施設数	13 施設